

申し合わせ

【安良里漁業協同組合】（現 伊豆漁業協同組合 安良里支所） 共第10号共同漁業権内漁場における遊漁船操業

平成13年4月11日

さて、当組合の共第10号共同漁業権内漁場は、当組合の小型一本釣漁業者の重要な漁場ですが、近年、他地区の大型遊漁船が数多く参入し始め、資源の安定的維持が困難な状況になっています。

かかる状況を考慮し、遊漁船業者の操業等における自粛について、ご理解を賜りたく、貴組合遊漁船業者の方々に下記事項についてご協力を頂きますよう、ご指導のほどお願い申し上げます。

記

1. 操業時間は、周年、午前7時より午後1時までとする。
2. 大量のコマセを使用しての、魚群の誘導行為の禁止。
3. 漁場においては、地元漁業者との競合及びトラブルを避けるため、地元漁業者の船団等より、原則100m離れて操業すること。